

教育委員会会議録

令和元年8月2日(金) 午後1時30分 開会

午後2時11分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

長谷川洋教育長、廣美里委員、大須賀憲太委員、広沢憲治委員、伊藤志のぶ委員
佐々憲一委員

3 説明のため出席した職員

新村和昭事務局長、横井英行次長兼管理部長、小林整次学習教育部長
川村雄司生涯学習監、山田知子総合教育センター所長、稲垣直樹総務課長
稲垣宏恭教育企画課長、宮川俊行財務施設課長、中田勝徳教職員課長
稲葉均福利課長、大道伊津栄生涯学習課長、小島寿文高等学校教育課長
伊藤克仁義務教育課長、鈴木能成特別支援教育課長、木村誠保健体育課長
高橋亮太文化財保護室長、伊藤尚巳総務課主幹、高井俊直教職員課主幹
土方宗広教職員課主幹、加納澄江高等学校教育課主幹、太田佳永子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項(2)公立学校教員の懲戒処分については、
人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

- (1) 2020年度愛知県公立学校教員採用選考試験第1次試験受験状況について
中田教職員課長が、2020年度愛知県公立学校教員採用選考試験第1次試験
受験状況について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (2) 公立学校教員の懲戒処分について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項
の規定により、会議録は別途作成。

- (3) 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議(令和元年度第2回)について
小島高等学校教育課長が、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議(令
和元年度第2回)について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 請願

請願第5号 学校火災の原因を明らかにして公表、学校防災の取り組みを求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(伊藤委員)

2件の出火の原因について、考えられるものがあるか。消防当局から出火原因等の公表があったのか。また、再発防止の対策は立てられているのか。

(宮川財務施設課長)

2件の火災の出火原因について、昨年4月8日に発生した岡崎商業高校については、警察署や消防署による現場検証では、出火元は1階とみられたが、外部からの侵入は考えにくいとの見解が示された。

また、テーブルタップ、電源ドラム、スイッチングハブ等内部の電気機器についても消防署において調査をしたが、同様に火災の原因となるような痕跡は見つからなかったと聞いている。8月27日には、岡崎消防署から学校へ調査終了の電話連絡があり、出火原因は不明とのことであった。

次に昨年9月20日に発生した大府もちのき特別支援学校については、警察署や消防署による現場検証では火元となるものが見当たらず、翌日からの消防署による調査においても、出火原因の特定には至らなかった。

いずれの火災も、出火原因については、不明であり、学校を通じた直近の消防署への確認においても状況は同じであるので、今後も消防当局による公表はなされないものとする。

再発防止について、各県立学校においては、日頃から火災等の事故防止に努め、学校内の教室及び管理諸室のすべてにおいて管理責任者を定め、火気等の取扱いについて厳格な注意を払っているところである。

岡崎商業高校の火災を受け、被災直後の県立学校長会議において、全学校長に対し、火災・盗難事故等の防止について改めて注意喚起を行った。

さらに、従来の取組に加え、厨房機器や電気設備等に係る注意事項を追加した通知を同年6月に各県立学校長あて発出し、火災防止のための取組の周知徹底を図ったところである。

また、7月3日の県立学校長会理事会の場や、10月25日に開催された全校の事務長が集まる出納職員会議の場において注意喚起を図ったところであり、今後も機会を捉えて周知・徹底に努めていく。

請願第6号 生徒の進路、新規採用者等に関して、差別的な事例等について、教育委員会が具体的な取り組みを行うことを求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(広沢委員)

教員採用選考試験において、日本国籍を有しない者は、教諭ではなく任用の期限を附さない常勤講師に任用すると記載があるが、その理由は何か。

また、この条件で採用試験が行われているが、日本国籍を有しない者の合格者はどれくらいいるか。

(中田教職員課長)

文部省通知平成3年3月22日付け文教地第80号「在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について」という通知において、公立学校の教員の任用する職について、政府は従来から公務員に関する当然の法理として公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解しており、公立学校の教諭については、校長の行う校務の運営に参画することにより、公への意思の形成への参画に携わることを職務としていると認められることから、公務員に関する当然の法理の適用があり、日本国籍を有しない者を任用することはできないものとされている。

しかしながら、常勤講師は、普通免許状を有しており、授業の実施等児童・生徒に対する教育指導面においては、教諭とほぼ同等の役割を担うものと考えられるが、校長の行う校務運営に関しては、常に教務主任や学年主任等の主任の指導・助言を受けながら補助的に関与することとまるものであり、校務の運営に参画する職ではないと解されている。

したがって、常勤講師は公務員に関する当然の法理の適用のある職とは解されないものであることから、日本国籍を有しない者は、任用の期限を附さない常勤講師に任用することになり、全国共通の対応である。

実際の日本国籍を有しない者の合格者の状況について、直近5年間では、採用年度で言うと平成27年度は小学校1人、高等学校1人の2人、平成28年度は小学校1人、中学校1人の2人、平成29年度は中学校1人、平成30年度は小学校1人、平成31年度は合格者なしという状況である。

(大須賀委員)

採用選考における不適切事例についてどのように対応しているか。また、分析と検証をどのように行っているか。

(小島高等学校教育課長)

新規高等学校卒業者に対する公正採用選考関係業務については、生徒への指導を行う教育関係機関と求人受理を行う職業安定行政機関との連携により進めている。

就職差別につながるおそれのある項目や採用選考に関する求人者に対する啓発については、厚生労働省において定められており、改善命令については、厚生労働大臣に権限があるため、募集機関に関する指導は、労働局又はハローワーク等の職業安定行政機関が実施している。

特に改善が必要と思われる問題事例があった場合には、学校は所管ハローワークに報告することになっている。これを受け、ハローワークは当該企業に対して質問の意図等を確認した上で、意識の啓発を図る視点で指導を行っている。

分析と検証については、教育委員会は、学校から問題事例の報告を受けた際には、その報告に基づきそれぞれの内容を点検、吟味した上で、職業安定行政機関に報告している。また、公正採用選考に係る職業安定行政機関や他の教育機関を含めた連携機関との協議の場において、不適切事例について情報共有している。

7 議案

第21号議案 愛知県指定文化財の指定について

高橋文化財保護室長が、愛知県指定文化財の指定について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第22号議案 令和2年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項について

小島高等学校教育課長が、令和2年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(伊藤委員)

恵まれない環境の推薦については、「おおむね5%」となっているが、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜については、「5%程度まで」となっている。制度上の違いがあるのか。

(小島高等学校教育課長)

推薦選抜のいわゆる環境推薦については、受け付けた学校は合格者数を募集人員のおおむね5%として趣旨を踏まえて選抜をしている。それに対して外国人生徒等選抜については、定員を募集人員の5%程度までとして、外国人生徒等であるという事情に配慮しつつ、総合的に判断をして選抜をするという意味合いの表現であり、書きぶりを変えている。

8 協議題

なし

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 長谷川教育長が今回の会議録署名人として広沢委員を指名した。
- (2) 宮崎邦彦氏から、生徒の進路、新規採用者等に関して、差別的な事例等について、教育委員会が具体的な取り組みを行うことを求める請願について口頭陳述したい旨の申し出があり、長谷川教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 1名